

オープンカウンター方式による見積依頼公告

農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターにおいて、下記のとおりオープンカウンター方式による見積り合わせを行います。

令和7年6月2日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター長 田雜 征治

記

1. オープンカウンター方式による見積り合わせに付する事項（随意契約）

- (1) 件 名 外国雑誌
- (2) 品名・数量 別紙内訳書のとおり
- (3) 納入期限 令和7年7月25日（金）
- (4) 納入場所 茨城県つくば市観音台2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
- (5) 契約の保証 免除

2. オープンカウンター方式の見積り合わせに参加する者（以下「見積者」という。）に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」の資格を有している者であること。
- (4) 筑波産学連携支援センター長から、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター一物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成28年4月5日付け28農会筑第10号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3. 見積書の作成

- (1) 見積書の金額は、調達に要する一切の費用を含んだ合計金額を記載すること。
- (2) 見積者は、次の事項を記入した任意の様式で見積書を作成すること。
 - ① 宛名（「支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター長」とすること。）
 - ② 見積内容（品名、単位、数量、単価、金額等）
 - ③ 作成日
 - ④ 氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者氏名）
- (3) 見積者は、見積書に関して説明を求められた場合は、それに応じること。

4. 提出書類、提出期限及び提出方法

- (1) 必要書類
 - ① 見積書 1部
 - ② 資格審査結果通知書（写） 1部
- (2) 提出期限：令和7年6月13日（金）午後5時00分（以下「提出期限」という。）
- (3) 提出先：〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課用度係
(tsukubayoudo@maff.go.jp)
- (4) 提出方法：次のいずれかの方法で提出すること。
 - ① 紙媒体：直接持参または郵送（ただし提出期限必着とする。）による提出
 - ② 電子媒体：メールアドレス宛てのメールにPDFファイル添付して提出

5. 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 提出期限までに到着しない見積書
- (2) 見積に参加する資格を有しない者による見積書
- (3) 記名を欠く見積書
- (4) 金額を訂正した見積書
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
- (6) 同一人の見積で金額の異なる二通以上の見積書
- (7) その他、連合による見積、暴力団に関与する者による見積など、不適切と認められる見積書

6. 見積り合わせの場所及び日時

- (1) 場所：〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
- (2) 日時：令和7年6月16日（月）午前11時00分

7. 契約の相手方の決定

- (1) 見積り合わせにおいて、予決令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格以内の価格をもって有効な見積を行った者で、最低価格をもって見積を行った者を契約の相手方（以下「受注者」という）とする。
- (2) 受注者となるべき最低価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、受注者を次の方法で決定するものとする。
 - ① 該当の者全員での紙くじを実施のうえ、受注者を決定するものとする。
 - ② くじ引きの日程・場所は、電話等で速やかに通知する。
 - ③ くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 見積り合わせの結果は、受注者のみに通知する。ただし、本項の(2)の③に該当する場合にあっては、くじ引きに参加した見積者全員へその結果を通知するものとする。

8. 契約の締結及び納入

- (1) 契約書の作成又は請書の提出の有無は受注者を決定した後に決定するものとし、契約者はそれに応じるものとする。

9. その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積者が負担する。
- (2) 受注者を決定するため、見積者に対して追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うものとする。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 見積者は、見積書を提出した後にこの要領等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないこととする。
- (5) 見積者は、「暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式1）」について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (6) その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。

10. 問い合わせ先

〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9

農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課用度係

電 話：029-838-7221

電子メール：tsukubayoudo@maff.go.jp

受付時間：令和7年6月2日（月）から令和7年6月13日（金）

午前9時00分～午後5時00分（ただし、行政機関の休日を除く。）

内訳書

No.	誌名	ISSN	出版社	巻号	数量(冊)※
1	Animal Reproduction Science	03784320	Elsevier	vol.269-271	3
2	Aquatic Botany	03043770	Elsevier	vol.193-195	3
3	Biochemical Systematics and Ecology	03051978	Elsevier	vol.117	1
4	Ecological Engineering	09258574	Elsevier	vol.208-209	2
5	Enzyme and Microbial Technology	01410229	Elsevier	vol.178-181	4
6	Field Crops Research	03784290	Elsevier	vol.315-316,318-319	4
7	Journal of Plant Physiology	01761617	Elsevier	vol.302-303	2
8	Journal of Proteomics	18743919	Elsevier	vol.307,309	2
9	Trends in Microbiology	0966842X	Elsevier	vol.32(10-12)	3
10	Journal of Plant Nutrition	01904167	Taylor & Francis	vol.47(9-12)合冊本	1

※見積書作成にあたって、各雑誌ごとの数量及び単位は「1式」とまとめても良いものとする。

別紙様式 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書の提出をもって誓約します。